

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費（03010104） 1,822 千円（1,950 千円） 予算書 P65

〈国・県：1 千円 一財：1,821 千円〉

* 特定財源積算根拠

・県負：行旅病人取扱費負担金 1,000 円

（目的及び期待する効果）

福祉の増進強化を図るため、各種サービスを充実させる。

（内容）

各種団体への負担金及び補助金を助成し、福祉の増進強化を図る。

その他課の運営管理費用

○民生委員活動に要する経費（03010105） 4,165 千円（4,165 千円） 予算書 P66

〈国・県：25 千円 一財：4,140 千円〉

* 特定財源積算根拠

・県委：民生委員推薦会交付金 25,000 円

（目的及び期待する効果）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、関係機関との協力及び連携により社会福祉の増進に努める。

（内容）

民生委員・児童委員 89 人

坂東市民生委員協議会に対する助成 495,000 円

・福祉委員報酬

市の民生委員児童委員を市福祉委員として委嘱し、市や市福祉事務所が福祉調査及び福祉事務の執行を依頼する。

報酬総額 3,560,000 円

○障害者福祉に要する経費（03010106） 28,084 千円（21,356 千円） 予算書 P66

〈国・県：10,020 千円 一財：18,064 千円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：特別障害者手当等給付費負担金 8,884,000 円

・国補：社会資本整備総合交付金（重度障害者住宅リフォーム助成事業） 247,000 円

・国委：特別児童扶養手当事務取扱交付金 155,000 円

・県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 86,000 円

・県補：在宅障害児福祉手当補助金 648,000 円

（目的及び期待する効果）

障害者の福祉の増進強化を図るため、手当等により障害者の生活が守られ、また、住宅リフォーム・タクシー券の助成等により、障害者がスムーズに生活できるなど、日常生活の良好な環境が獲得でき、更生につながる効果は大きい。

（内容）

1. 障害者相談員謝礼

平成 24 年 4 月 1 日から身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正によって、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委嘱事務が市町村へ移譲されたことに伴い、報償費を支給する。

身体障害者相談員 4 人 80,000 円

知的障害者相談委員 2 人 40,000 円

2. 障害者手帳交付用診断書代補助事業

身体・精神に障害を有する者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代を助成することにより福祉の向上を図る。

障害者手帳・通院受給者証 825,000 円

3. 特別障害者手当等支給事業

手当は、特別障害者（児）に対して支給される。政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者を対象者としている。

手当総額 11,846,520 円

4. 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

居住している住居を障害に合わせた状態にリフォームすることにより障害者の住宅環境を整え、日常生活がスムーズに営めるよう住宅生活の便宜を図る。

550,000 円

5. ミニファックス使用事業

聴覚障害で、コミュニケーションの手段としてファクシミリを利用している世帯に対し、リース料金を助成し、社会参加への促進を図る。

66,581 円

6. 障害者福祉タクシー利用事業

障害者に対し、医療機関等への通院等に要するタクシー料金の一部を助成する。

・身体 435,600 円

・知的・精神障害者 36,500 円

7. 難病患者福祉手当支給事業

難病患者に対し、経済的負担の軽減を図る。

2,300,000 円

8. 精神障害者通院福祉医療費

平成 18 年 4 月 1 日から自立支援法の施行によって医療費の自己負担が 5%から 10%に改正されたことに伴い、国保・社保に関わらず 5%を負担する。

3,168,000 円

9. 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器等の購入等に要する経費を助成する。

172,000 円

10. 在宅障害児福祉手当（新規事業）

在宅障害児を養育している保護者に手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図り、障害児童の健全な育成を助ける。

2,808,000 円

11. 障害福祉計画策定業務（新規事業）

障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成する計画。平成 30 年度から 3 か年の計画。

策定委員会委員報酬 225,000 円

計画策定委託料 4,320,000 円

○障害者自立支援事務に要する経費（03010107） 3,474 千円（3,367 千円） 予算書 P67

[総務部 総務課 所管 843 千円含む]

〈国・県：709 千円 一財：2,765 千円〉

* 特定財源積算根拠

・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 709,000 円

(目的及び期待する効果)

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者が自らサービスを選択し、契約を結んでサービスを受ける支援費制度の改善による障害者総合支援法の施行により、障害者福祉サービスの円滑な実施を目的とする。

(内容)

1. 障害者審査会等事務費

障害者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費及びサービス事業者への補助金を助成し、福祉の増進強化を図る。

・ 障害者審査会委員報酬	888,000 円
・ 医師意見書作成手数料	529,200 円
・ 国保連共同処理支払事務手数料	1,103,832 円

○障害者自立支援介護給付に要する経費 (03010108) 570,351 千円 (556,890 千円) 予算書 P68

〈国・県：427,762 千円 一財：142,589 千円〉

* 特定財源積算根拠

・ 国負：障害者自立支援給付費等負担金	283,135,000 円
・ 国負：障害者自立支援等医療費負担金	2,040,000 円
・ 県負：障害者自立支援給付費等負担金	141,567,000 円
・ 県負：障害者自立支援等医療費負担金	1,020,000 円

(目的及び期待する効果)

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう仕組みの一元化と施設・事業を再編し、サービス利用者の利用量と所得に応じた負担を行い、ルール化した財源確保及び充実した計画的な介護給付サービスの提供により障害者の自立を図る。

(内容)

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 135 人 356,400,000 円

2. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

利用者 96 人 149,760,000 円

3. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

利用者 4 人 17,088,000 円

4. 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 35 人 23,940,000 円

5. 同行援護

外出時に同行し、行動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行う。

利用者 1 人 420,000 円

6. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

利用者 1人 360,000円

7. 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 15人 11,340,000円

8. 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 135人 10,935,000円

9. 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

利用者 3人 108,000円

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費（03010109）254,448千円（254,088千円）予算書 P68

〈国・県：190,836千円 一財：63,612千円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援給付費等負担金 127,224,000円

・県負：障害者自立支援給付費等負担金 63,612,000円

（目的及び期待する効果）

障害者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

（内容）

1. 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

利用者 48人 74,880,000円

2. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 11人 16,488,000円

3. 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 30人 57,600,000円

4. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A型：雇用型 B型：非雇用型）を行う。

利用者 A型 17人 B型 50人 105,480,000円

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 53,270千円（47,192千円）予算書 P68

〈国・県：39,952千円 一財：13,318千円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：障害者自立支援等医療費負担金 26,635,000円

・県負：障害者自立支援等医療費負担金 13,317,000円

（目的及び期待する効果）

障害児者が更生するための医療給付を行う。

(内容)

1. 障害者更生医療給付 52,260,000 円
抗免疫療法（じん）5 人、抗 HIV 療法 2 人、生活保護（人工透析） 10 人
2. 育成医療給付 1,010,000 円
そしゃく 4 人、肢体不自由 2 人、心臓 1 人、内部 1 人

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 10,643 千円（10,031 千円） 予算書 P68
〈国・県：7,982 千円 一財：2,661 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 5,321,000 円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 2,661,000 円

(目的及び期待する効果)

身体の不自由な部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障害者の自立促進を図る。

(内容)

- ・障害者補装具 6,318,800 円
- ・障害児補装具 4,324,000 円

○地域生活支援事業に要する経費（03010112） 66,739 千円（63,253 千円） 予算書 P68
〈国・県：17,622 千円 一財：49,117 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 11,748,000 円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 5,874,000 円

(目的及び期待する効果)

障害者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施できる自治体の創意工夫による効率的・効果的な取り組みを行う。

(内容)

1. 相談支援事業

障害者又はその保護者、介護者などの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のために必要な援助を行う。身体障害者及び知的障害者からの相談は、直接担当者が受け、精神障害者からの相談を専門員を配置した法人に委託する。

委託先 地域活動支援センター煌（きらめき）
委託料 1,878,000 円

2. 地域活動支援センター事業

障害者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

委託先	煌（きらめき）	委託料	3,765,000 円
委託先	精神障害者共同作業所	委託料	7,761,000 円
委託先	障害者ワークス	委託料	26,386,000 円
委託先	身障デイサービス	委託料	1,600,000 円
	計		39,512,000 円

3. 障害者自動車改造費給付事業

1 件 100,000 円

4. 障害者自動車免許取得費給付事業

1 件 100,000 円

5. 障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障害者の福祉増進に資することを目的とする。

障害者（児）日常生活用具 給付費総額 9,360,000 円

6. 障害者訪問入浴サービス給付事業

居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の身体障害者に対し身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るための訪問入浴サービス費用を給付する。

3 人 3,254,040 円

7. 障害者成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるための成年後見の申立に要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

3 件 1,190,400 円

8. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などの意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣にかかる費用を給付する。

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣

43 人 637,550 円

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に、外出のための支援にかかる費用を給付する。

事業費 1,445,000 円

10. 日中一時支援事業

障害者又はその保護者、介護の身体的、精神的負担の軽減を図るため、日中の間一時的に施設等での支援にかかる費用を給付する。

事業費 5,396,000 円

11. 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う。

312,000 円

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 94,155 千円（59,205 千円） 予算書 P69

〈国・県：70,615 千円 一財：23,540 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：障害児入所給付費等負担金 47,077,000 円

・県負：障害児入所給付費等負担金 23,538,000 円

（目的及び期待する効果）

障害児を通所させ日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を供与し、障害児支援の強化を図る。

（内容）

1. 障害児相談支援

障害児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 55 人 4,455,000 円

2. 児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 65 人 13,260,000 円

3. 放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 70人 76,440,000円

○こども発達センター運営に要する経費（03010114） 8,194千円（7,905千円） 予算書 P69

〈その他：8,194千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 943,000円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 7,251,000円

（目的及び期待する効果）

就学前の発達に心配のある幼児に対し、地域の支援体制を整備する。身近なところで発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促すことができる。また、将来に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

（内容）

- ・発達指導臨時職員賃金 6,150,360円
- ・報償費（発達心理士、言語聴覚士、歯科衛生士等） 1,315,000円
- ・消耗品 340,000円

○放課後等デイサービス事業に要する経費（03010115） 5,509千円（新規事業） 予算書 P70

〈その他：4,679千円 一財：830千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 578,000円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 4,101,000円

（目的及び期待する効果）

学童期（6歳～18歳）の発達に心配のある児童生徒に対し、地域の支援体制を整備する。身近なところで発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促すことができる。また、将来に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

（内容）

- ・発達指導臨時職員賃金 2,038,520円
- ・施設用備品購入費 829,865円
- ・光熱水費 517,260円

○社会福祉団体補助に要する経費（03010116） 73,071千円（71,061千円） 予算書 P71

〈その他：345千円 一財：72,726千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・財産収入：地域福祉基金積立金利子 345,000円

（目的及び期待する効果）

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

（内容）

- 市身体障害者福祉協議会補助金 394,000円
- 市視覚障害者福祉協会補助金 75,000円
- 市保護司会補助金 43,000円
- 市中心身障害児父母の会補助金 76,000円
- 市遺族会補助金 1,590,000円
- 市社会福祉協議会補助金 70,854,000円

市更生保護女性会補助金

39,000 円

○生活困窮者自立支援事業に要する経費（03010117） 4,515 千円（4,471 千円） 予算書 P71

〈国・県：3,385 千円 一財：1,130 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 4,513,400 円×3/4=3,385,000 円

（目的及び期待する効果）

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

（内容）

離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、家賃相当額を支給する。

生活困窮者からの相談に対応するとともに、自立に向けた計画を作成し、就労支援を行う。

- ・主任相談支援員報酬 2,160,000 円
- ・主任相談支援員旅費 85,200 円
- ・就労支援員賃金 1,671,200 円
- ・住宅確保給付金 570,000 円
- ・消耗品費 27,000 円

○臨時福祉給付金支給に要する経費（03010118） 145,450 千円（62,424 千円） 予算書 P72

〔総務部 総務課 所管 1,360 千円含む〕

〈国・県：145,450 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：臨時福祉給付金給付事業費補助金 135,000,000 円
- ・国補：臨時福祉給付金給付事務費補助金 10,450,000 円

（目的及び期待する効果）

消費税率の引上げの延期に際し、低所得者への影響緩和、社会全体の所得の底上げに寄与するため臨時福祉給付金（経済対策分）の支給を行う。

（内容）

平成 28 年 1 月 1 日基準日において、市民税（均等割）が課税されていない者（市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）に対して 15,000 円を支給する。

対象者 一般 9,000 人 9,000 人×15,000 円=135,000,000 円

○生活保護事務に要する経費（03030101） 3,317 千円（2,764 千円） 予算書 P87

〈一財：3,317 千円〉

（目的及び期待する効果）

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

（内容）

- ・生活保護システム保守委託料 1,463,000 円
- ・診療報酬明細書点検委託料 569,000 円

○生活保護扶助費に要する経費（03030201） 782,023 千円（731,407 千円） 予算書 P87

〈国・県：595,747 千円 その他：288 千円 一財：185,988 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：生活保護費負担金 781,730,000 円×3/4= 586,297,000 円

- ・県負：生活保護費負担金（法 73 条関係） 37,800,000 円×1/4=9,450,000 円
- ・諸収入：生活保護費返還金 288,000 円

（目的及び期待する効果）

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を期待する。

（内容）

- ・現状（平成 28 年 11 月 1 日現在）

保護世帯数	350 世帯
保護人数	448 人
- ・扶助別内訳

生活扶助	231,892,000 円
住宅扶助	94,968,000 円
教育扶助	4,494,000 円
介護扶助	34,476,000 円
生業扶助	1,265,000 円
出産扶助	258,000 円
葬祭扶助	1,803,000 円
医療扶助	401,823,000 円
施設事務費	10,789,000 円
就労自立給付金	250,000 円

○災害救助に要する経費（03040101） 696 千円（5,115 千円） 予算書 P88

〈国・県：584 千円 一財：112 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・県補：災害救助費繰替支弁費交付金 584,000 円

（目的及び期待する効果）

市在住者の住宅が火災にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。東日本大震災において被災した方々の支援を行うため、住宅を借上げて、長期滞在型の避難所として設置する。

（内容）

- ・手数料（ホームクリーニング代） 1件×31,500円 31,500円
- ・住宅借上料 1件 552,000円
- ・火災見舞金 1件×10,000円×10回 100,000円

[保健福祉部 子育て支援課 所管]

○児童福祉事務に要する経費（03020101） 29,558 千円（28,066 千円） 予算書 P77

[総務部 総務課 所管 1,893 千円含む]

〈国・県：5,298 千円 その他：103 千円 一財：24,157 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・国補：ひとり親家庭高等技能訓練促進費交付金

	100,000 円×4 人×12 月×3/4=	3,600,000 円
〃	70,500 円×2 人× 4 月×3/4=	423,000 円
〃	100,000 円×2 人× 8 月×3/4=	1,200,000 円
入学支援修了一時金	50,000 円×2 人 ×3/4=	75,000 円
- ・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金 210 円×493 人 = 103,000 円

(目的及び期待する効果)

児童福祉法の理念に基づき、児童が心身共に健やかに生まれ育成されるよう、児童の福祉の向上を図る。

(内容)

・母子家庭等児童学資金

父子家庭、母子家庭または、両親のいない家庭の義務教育就学児を養育している保護者に対し、児童一人につき月額 2,500 円の学資金を支給する。

$$2,500 \text{ 円} \times 563 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 16,890,000 \text{ 円}$$

・交通遺児学資金

交通事故により父もしくは母、またはその双方を亡くした児童を養育する保護者に対し、児童一人につき月額 5,000 円の学資金を支給する。

$$5,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 300,000 \text{ 円}$$

・ひとり親家庭高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で 1 年以上修学する場合に給付金を支給する。支給期間は、修業期間全期間とし上限 3 年。支給額は、住民税非課税世帯 月額 100,000 円、課税世帯 月額 70,500 円。さらに、養成機関で 1 年以上のカリキュラムを終了し、資格の取得が見込まれる者に入学支援修了一時金を支給する。支給額は、住民税非課税世帯 50,000 円 課税世帯 25,000 円。

$$\text{高等技能訓練促進費} \quad 100,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 4,800,000 \text{ 円}$$

$$\text{〃} \quad 70,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 4 \text{ 月} = 564,000 \text{ 円}$$

$$\text{〃} \quad 100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} \times 8 \text{ 月} = 1,600,000 \text{ 円}$$

$$\text{入学支援修了一時金} \quad 50,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 100,000 \text{ 円}$$

○子育て支援に要する経費 (03020102) 36,000 千円 (43,978 千円) 予算書 P78

(国・県：1,342 千円 その他：57 千円 一財：34,601 千円)

* 特定財源積算根拠

・国補：子育て短期支援事業費補助金	79,000 円
・国補：利用者支援事業費補助金	592,000 円
・県補：子育て短期支援事業費補助金	79,000 円
・県補：利用者支援事業費補助金	592,000 円
・負担金：子育て短期支援保護者負担金	57,000 円

(目的及び期待する効果)

子ども及び子どもの保護者等に、教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等の支援業務を行うために子育て支援員を窓口配置する。

また、次代を担う児童の出産を奨励し、健やかに成長することを祝福し出産奨励金を支給し児童の健全な発育及び福祉の増進を図る。

(内容)

・子育てサポーター設置事業委託料 150,000 円

地域において育児支援を必要とする家庭に対して、保護者の代わりに子どもを預かるなど育児支援事業を社会福祉協議会に委託する。

・子育て短期支援事業費委託料

保護者が疾病、出産、事故等で、児童の養育ができないときに、一時的に児童を福祉施設等で養育保護し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

$$2 \text{ 歳未満} \quad 10,700 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times 6 \text{ 日} = 192,600 \text{ 円}$$

$$2 \text{ 歳以上} \quad 5,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} \times 6 \text{ 日} = 104,400 \text{ 円}$$

・さわやか子育て出産奨励金

住民基本台帳に6ヶ月以上登録され、2児を養育しかつ3子以上を出産後、その児童を6ヶ月以上養育、監護しているものに支給する。

第3子以上 500,000円（出産後6月経過後に1/2、1年経過後に1/2を支給）
250,000円×134件=33,500,000円

○民間保育所運営助成に要する経費（03020201）997,148千円（1,123,254千円） 予算書 P78

〈国・県：515,168千円 その他：123,704千円 一財：358,276千円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：施設型給付費負担金	532,477,643円×1/2÷266,238,000円
・国負：地域型保育給付費負担金	34,236,240円×1/2÷17,118,000円
・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	17,406,000円
・国補：一時預かり事業費補助金	6,685,000円
・国補：延長保育事業費補助金	1,713,000円
・国補：病児保育事業費補助金（病後児対応型）	1,404,000円
・国補：保育所等整備交付金	8,535,000円
・県負：施設型給付費負担金	532,477,643円×1/4÷133,119,000円
・県負：地域型保育給付費負担金	34,236,240円×1/4÷8,559,000円
・県補：施設型給付費補助金	36,842,316円×1/2÷18,421,000円
・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金	10,889,000円×1/2÷5,444,000円
・県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金	5,265,000円×1/2÷2,632,000円
・県補：延長保育事業費補助金	1,713,000円
・県補：病児保育事業費補助金（病後児対応型）	1,404,000円
・県補：保育環境改善等事業費補助金	1,029,000円×2/3÷686,000円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	17,406,000円
・県補：一時預かり事業費補助金	6,685,000円
・負担金：岩井保育園委託保護者負担金	27,996,000円
・負担金：小山保育園委託保護者負担金	40,175,000円
・負担金：さしま保育園委託保護者負担金	22,282,000円
・負担金：若草明德保育園委託保護者負担金	29,681,000円
・負担金：管外民間保育所委託保護者負担金	2,784,000円
・負担金：保育所委託保護者負担金過年度分	786,000円

（目的及び期待する効果）

共働き家庭が増加しているため、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民と交流することによって、児童の健全育成を図ることができる。

（内容）

1. 保育所運営委託料 507,607,000円
保育の必要性の認定を受けた乳幼児を入所させた民間保育園に対し、運営委託料を支払い、安定した保育を提供する。
2. 地域子育て支援センター事業委託料 52,219,000円
育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を保育所、認定こども園に委託する。
3. 病後児保育事業委託料 4,500,000円
病気等の回復期にあるため、保育所等での集団生活が困難な児童の保育を医療機関に委託

する。

4. 民間保育所障害児保育事業委託料 3,084,000 円
集団生活が可能な日々通所できる障害児の受け入れを委託する。
重度障害児保育事業 74,000 円×3 人×12 月＝2,664,000 円
軽度障害児保育事業 35,000 円×1 人×12 月＝ 420,000 円
5. 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 5,265,000 円
乳児等の保育に対し、直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、乳児保育の整備の向上を図る。
6. 延長保育事業費補助金 5,140,000 円
保育認定を受けた子どもの 8 時間及び 11 時間の開所時間の始期及び終期前後の時間を延長し保護者の多様な保育需要に対応している保育園等に対して補助する。
保育標準時間（11 時間）
1 時間以上（平均対象児童数 6 人以上）
1,342,000 円×2 園＝ 2,684,000 円
1 時間以内（平均対象児童数 5 人以下又は 30 分以上）
300,000 円×4 園＝ 1,200,000 円
保育短時間（8 時間）
3 時間 51,600 円×15 人＝ 774,000 円
2 時間 34,400 円×14 人＝ 481,600 円
7. 防犯対策強化事業費補助金 12,801,000 円
保育所等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じる園に対して補助をする。
8. 一時預かり事業費補助金 20,058,000 円
保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するための一時的保育を保育所等で行う一般型、幼稚園・認定こども園に在籍している園児を対象として教育標準時間を超えて預かりを必要とする園児を預かる幼稚園型に対し、補助する。
一般型 （6 園） 11,536,000 円
幼稚園型 （5 園） 8,521,400 円
9. 保育環境改善等事業費補助金 1,029,000 円
障害児を受け入れるために必要な改修等を行い、当該年度又は翌年度中に障害児の受入れ体制を整える目的で補助を行う。
10. 多子世帯保育料軽減事業費補助金 10,889,000 円
子どもを 3 人以上持つ世帯の 3 歳未満の児童が保育所等に入所した場合、保育料の全額を助成し、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。
11. 施設型給付費 337,743,000 円
認定こども園、幼稚園に対して支払われる給付で、保護者に代わって施設が代理受領し、幼児期の教育・保育の質の向上を図る。
12. 地域型保育給付費 36,813,000 円
小規模保育事業者に対して支払われる給付で、保護者に代わって事業者が代理受領し、乳幼児期の保育の質の向上を図る。

○児童手当支給に要する経費（03020202） 940,980 千円（989,700 千円） 予算書 P79

〈国・県：795,042 千円 一財：145,938 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：被用者児童手当負担金 140,040,000 円×37/45＝115,144,000 円
- ・国負：非被用者児童手当負担金 70,020,000 円×4/6＝46,680,000 円

・国負：被用者小学校修了前特例給付負担金（第1子）	153,000,000円×4/6=102,000,000円
〃（第2子）	128,160,000円×4/6=85,440,000円
〃（第3子）	64,440,000円×4/6=42,960,000円
・国負：非被用者小学校修了前特例給付負担金（第1子）	78,960,000円×4/6=52,640,000円
〃（第2子）	65,520,000円×4/6=43,680,000円
〃（第3子）	40,320,000円×4/6=26,880,000円
・国負：被用者中学生児童手当負担金	120,840,000円×4/6=80,560,000円
・国負：非被用者中学生児童手当負担金	70,440,000円×4/6=46,960,000円
・国負：特例給付児童手当負担金	9,240,000円×4/6=6,160,000円
・県負：被用者児童手当負担金	140,040,000円×4/45=12,448,000円
・県負：非被用者児童手当負担金	70,020,000円×1/6=11,670,000円
・県負：被用者小学校修了前特例給付負担金（第1子）	153,000,000円×1/6=25,500,000円
〃（第2子）	128,160,000円×1/6=21,360,000円
〃（第3子）	64,440,000円×1/6=10,740,000円
・県負：非被用者小学校修了前特例給付負担金（第1子）	78,960,000円×1/6=13,160,000円
〃（第2子）	65,520,000円×1/6=10,920,000円
〃（第3子）	40,320,000円×1/6=6,720,000円
・県負：被用者中学生児童手当負担金	120,840,000円×1/6=20,140,000円
・県負：非被用者中学生児童手当負担金	70,440,000円×1/6=11,740,000円
・県負：特例給付児童手当負担金	9,240,000円×1/6=1,540,000円

（目的及び期待する効果）

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

（内容）

1. 支給対象

0歳から中学校修了前の児童を養育している人

・満3歳未満	月額	15,000円
・満3歳以上から小学校修了前		
第1子	月額	10,000円
第2子	月額	10,000円
第3子以降	月額	15,000円
・中学生	月額	10,000円

2. 支給時期

・6月（2～5月分） ・10月（6～9月分） ・2月（10～1月分）

3. 支給額

・被用者児童手当	778人	140,040,000円
・非被用者児童手当	389人	70,020,000円
・被用者小学校修了前特例給付	2,701人	345,600,000円
・非被用者小学校修了前特例給付	1,428人	184,800,000円
・被用者中学生児童手当	1,007人	120,840,000円
・非被用者中学生児童手当	587人	70,440,000円
・特例給付児童手当	154人	9,240,000円
計	7,044人	940,980,000円

○児童扶養手当支給に要する経費（03020203） 252,746千円（252,291千円） 予算書P79

〈国・県：84,212千円 一財：168,534千円〉

*** 特定財源積算根拠**

・国負：児童扶養手当負担金

252,636,840 円×1/3≒84,212,000 円

(目的及び期待する効果)

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、又は父母に代わってその児童を養育している人に児童の健やかな成長及び父子・母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

(内容)

1. 支給対象

父又は母と生計を共にしない 18 歳未満の児童の父母、又は養育している人で前年の所得が所得制限限度内の人

全部支給

・児童 1 人	月額	42,330 円
・第 2 子加算	月額	10,000 円
・第 3 子以降加算	月額	6,000 円

一部支給

・所得に応じて児童 1 人	月額	42,320 円～9,990 円
・所得に応じて第 2 子加算	月額	9,990 円～5,000 円
・所得に応じて第 3 子以降加算	月額	5,990 円～3,000 円

2. 支給時期

・4 月、8 月、12 月に前月分までを支給

3. 支給額

・全部支給	253 人	145,721,880 円
・一部支給	267 人	106,914,960 円
計	520 人	252,636,840 円

○児童遊園地管理に要する経費 (03020301) 534 千円 (1,651 千円) 予算書 P80

〈一財：534 千円〉

(目的及び期待する効果)

市内児童遊園地の遊具を安心・安全に使用できるように、専門技術者による定期点検を実施し、児童の健全育成に努める。

(内容)

各地区遊園地遊具点検業務 23 か所

○児童センター運営に要する経費 (03020401) 8,108 千円 (12,381 千円) 予算書 P80

〈その他：36 千円 一財：8,072 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

・使用料：行政財産使用料

3,000 円×12 月＝36,000 円

(目的及び期待する効果)

幼児や児童が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

(内容)

- ・遊びを通しての生活指導
- ・児童センターの管理業務委託 2,847,000 円

○放課後児童対策に要する経費 (03020501) 94,409 千円 (91,319 千円) 予算書 P81

〔総務部 総務課 所管 506 千円含む〕

〈国・県：36,556 千円 その他：42,646 千円 一財：15,207 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：放課後児童健全育成事業費補助金 54,834,371円×1/3≒18,278,000円
- ・県補：放課後児童健全育成事業費補助金 54,834,371円×1/3≒18,278,000円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金 42,496,000円
- ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分 150,000円

（目的及び期待する効果）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供することにより、児童の放課後における安全の確保及び健全育成が図られる。

（内容）

各小学校単位に放課後児童クラブを開設。

- ・市直営 7ヶ所 支援員 30人
- ・民間委託 5ヶ所 支援員 20人 委託料 49,581,000円
- ・入所見込み人数 664人

（単位：人）

区分	対象区域	クラブ名	入所予定者数	支援員数
市直営	岩井第一小	あひるクラブ	71	4
	岩井第二小	ニコニコクラブ	108	8
	弓馬田小	元気クラブ	23	2
	神大実小	ちびっ子クラブ	36	3
	七郷小	ひまわりクラブ	38	3
	七重小	なかよしクラブ	44	3
	飯島小	なつめっ子クラブ	10	2
民間委託	長須小	児童クラブ「青空」	50	5
	中川小	放課後児童クラブ「ひまわり」	54	3
	生子菅小	さしま保育園児童クラブ	60	4
	逆井山小	若草児童クラブ	88	4
	沓掛小・内野山小	明德児童クラブ	82	4

○認定こども園ふたば運営に要する経費（03020602） 88,515 千円（95,143 千円） 予算書 P82

〈国・県：812 千円 その他：43,839 千円 一財：43,864 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：一時預かり事業費補助金 406,000円
- ・県補：一時預かり事業費補助金 406,000円
- ・負担金：延長保育保護者負担金 190,000円
- ・負担金：一時預かり保護者負担金 325,000円
- ・負担金：預かり保育保護者負担金 2,206,000円
- ・負担金：通園バス保護者負担金 780,000円
- ・使用料：認定こども園ふたば保育料 40,338,000円

（目的及び期待する効果）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮し展開するとともに、保護者の様々な生活形態に対応するため、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育などの子育て支援にも努める。

(内容)

- ・ 幼保連携型認定こども園 定員 230 名
- ・ 教育・保育内容の充実
特色ある保育事業（キッズビクス）
- ・ 高齢者や近隣施設との交流事業
- ・ 食育の推進（収穫体験等）

○一時預かり事業（ふたば）に要する経費（03020603） 257 千円（308 千円） 予算書 P84

〈国・県：170 千円 その他：87 千円〉

* 特定財源積算根拠

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 国補：一時預かり事業費補助金 | 85,000 円 |
| ・ 県補：一時預かり事業費補助金 | 85,000 円 |
| ・ 負担金：一時預かり保護者負担金 | 87,000 円 |

(目的及び期待する効果)

常日頃、認定こども園等を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境整備と福祉の向上を図る。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費（03020604） 556 千円（582 千円）

予算書 P84

〈国・県：370 千円 一財：186 千円〉

* 特定財源積算根拠

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・ 国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 | 185,000 円 |
| ・ 県補：地域子育て支援拠点事業費補助金 | 185,000 円 |

(目的及び期待する効果)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施。また、月ごと季節ごとに事業を計画して、在園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場としての支援もしていく。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費（03020605） 82,366 千円（87,768 千円） 予算書 P84

〈国・県：764 千円 その他：44,425 千円 一財：37,177 千円〉

* 特定財源積算根拠

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・ 国補：一時預かり事業費補助金 | 382,000 円 |
| ・ 県補：一時預かり事業費補助金 | 382,000 円 |
| ・ 負担金：延長保育保護者負担金 | 147,000 円 |
| ・ 負担金：一時預かり保護者負担金 | 469,000 円 |
| ・ 負担金：預かり保育保護者負担金 | 1,083,000 円 |
| ・ 負担金：通園バス保護者負担金 | 648,000 円 |
| ・ 使用料：認定こども園ひまわり保育料 | 42,078,000 円 |

(目的及び期待する効果)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮し展開するとともに、保護者の様々な生活形態に対応するため、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育などの子育て支援にも努める。

(内容)

- ・ 幼保連携型認定こども園 定員 230 名
- ・ 教育・保育内容の充実
特色ある保育事業（八木節）

- ・高齢者との交流事業
- ・園内の自然を生かした異年齢児保育

○一時預かり事業（ひまわり）に要する経費（03020606） 329 千円（290 千円） 予算書 P86

〈国・県：218 千円 その他：111 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：一時預かり事業費補助金 109,000 円
- ・県補：一時預かり事業費補助金 109,000 円
- ・負担金：一時預かり保護者負担金 111,000 円

（目的及び期待する効果）

常日頃、認定こども園等を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かることで、安心して子育てができる環境整備と福祉の向上を図る。

○地域子育て支援センター（ひまわり）に要する経費（03020607） 553 千円（678 千円）

予算書 P86

〈国・県：368 千円 一財：185 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 184,000 円
- ・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金 184,000 円

（目的及び期待する効果）

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施。また、月ごと季節ごとに事業を計画して、在園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場としての支援もしていく。

〔保健福祉部 介護福祉課 所管〕

○高齢福祉事務に要する経費（03010301） 50,004 千円（49,999 千円） 予算書 P73

〔企画部 企画課 所管 14,404 千円含む〕

〈国・県：2,025 千円 一財：47,979 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・県補：地域包括ケアシステム構築支援事業費補助金 975,000 円
- ・県補：老人クラブ活動等事業費補助金（2/3） 1,050,000 円

（内訳）

内 容	金額（円）
単位クラブ補助対象（概ね 30 人以上） 53 クラブ	848,000
連合会活動促進事業補助 1 連合会	202,000
合 計	1,050,000

（目的及び期待する効果）

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

また、高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進することができる。

（内容）

- ・高齢者保健福祉計画推進委員会委員報酬（新規） 150,000 円
- ・高齢者と子どものふれあい事業 240,000 円
- ・地域ケアシステム推進事業委託料 4,950,000 円

・在宅福祉サービスセンター運営事業委託料(有償ボランティア)	412,000 円
・高齢者地域支援体制評価事業委託料(心配ごと相談)	151,000 円
・高齢者歩行補助車購入補助事業	300,000 円
・市シニアクラブ連合会補助金	998,000 円
・市単位シニアクラブ活動補助金	3,081,000 円
・高齢者労働能力活用事業補助金(シルバー人材センター)	10,890,000 円
・ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業(乳酸飲料配達による安否確認)	3,732,000 円
・ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業	5,600,000 円
・ひとり暮らし高齢者等福祉タクシー利用助成事業	2,968,000 円

○老人ホーム入所措置に要する経費(03010302) 17,639 千円(23,571 千円) 予算書 P74

〈その他:1,074 千円 一財:16,565 千円〉

＊特定財源積算根拠

・負担金:老人ホーム入所措置費扶養者負担金 1,074,000 円

(目的及び期待する効果)

環境上、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

(内容)

・養護老人ホーム措置費	17,629,000 円
・老人ホーム入所判定委員報酬	10,000 円

○敬老事業に要する経費(03010303) 24,629 千円(25,058 千円) 予算書 P74

[総務部 総務課 所管 65 千円含む]

〈一財:24,629 千円〉

(目的及び期待する効果)

長年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表すために敬老会の開催や敬老祝金を支給することにより、自宅や地域で生きがいを持って生活が送れるとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

(内容)

・長寿祝報償金(100 歳到達者 13 名・101 歳以上長寿者 29 名)	550,000 円
・敬老会諸経費	8,639,000 円

(内訳)

内 容	金 額(円)
75歳以上(羊羹)100歳(額)、88歳(筒)	6,528,000
敬老会弁当・飲物代(出席者見込2,780人)	1,326,000
演芸報償費(アトラクション出演者)	109,000
おたのしみ抽選会景品	140,000
式典及び演芸音響委託料	141,000
使用料及び賃借料(トラック借上料)	54,000
敬老会通知書(ハガキタイプ)【総務課】	65,000
敬老会記念品配布旅費	74,000
敬老会消耗品代	90,000
敬老会顕彰状・100歳褒状印刷代等	76,000
白布クリーニング代	24,000
筆耕翻訳料	12,000
合 計	8,639,000

・敬老祝金

15,440,000 円

対象者	金 額 (円)	見込人数 (人)	合 計 (円)
77 歳	10,000	546	5,460,000
88 歳	30,000	311	9,330,000
99 歳	50,000	13	650,000
合計		870	15,440,000

○介護予防生活支援に要する経費 (03010304) 1,265 千円 (1,330 千円) 予算書 P74

〈一財：1,265 千円〉

(目的及び期待する効果)

ひとり暮らしの高齢者や、ねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供し、長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることができる。また、介護者家族の経済的な負担や精神的な負担も軽減することができる。

(内容)

- ・デイサービス事業運営業務委託料 (ハートフル広輪・長寿の里・恵愛荘・延寿館) 185,000 円
- ・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業 1,080,000 円
(要介護 3 以上、市民税非課税者該当 年間 2,000 円券×6 枚) 見込 250 人×利用率 36%

○介護保険事業に要する経費 (03010305) 613,105 千円 (611,712 千円) 予算書 P75

〈国・県：5,463 千円 一財：607,642 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 3,568,000 円
- ・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金 1,784,000 円
- ・県補：介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金 111,000 円

(目的及び期待する効果)

介護保険制度利用時における低所得者の利用者負担の軽減を目的とする。
低所得者の負担軽減が図られる。

(内容)

- ・介護サービス利用者負担助成事業費 14,771,000 円
保険料賦課段階の第 1 段階から第 3 段階までの方に対し、支払った利用料の一部を助成する。
- ・介護保険特別会計繰出金 598,184,000 円

(内訳)

内 容	金 額 (円)
介護給付費繰出金	459,775,000
地域支援事業繰出金(総合事業)	5,125,000
地域支援事業繰出金(包括的支援事業・任意事業)	18,938,000
その他一般会計繰出金	112,844,000
介護事業特別会計繰出金	1,502,000
合 計	598,184,000

○緊急通報システム設置に要する経費 (03010306) 1,640 千円 (1,766 千円) 予算書 P75

〈一財：1,640 千円〉

（目的及び期待する効果）

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して地域社会で生活することができる。

（内容）

- ・緊急通報システム管理委託料 254,000 円
- ・緊急通報事業費負担金（西南地方広域市町村圏事務組合） 258,000 円
- ・緊急通報システム設置費・修理費（新設 10 台予定） 1,128,000 円

○ゲートボール場整備に要する経費（03010307） 151 千円（151 千円） 予算書 P75

〈一財：151 千円〉

（目的及び期待する効果）

高齢者が元気でいきいきと過ごすことができるよう、健康づくりと交流場所の整備を支援することによって、介護予防を推進することができる。

（内容）

- ・ゲートボール場用砂購入費 101,000 円
- ・ゲートボール場整備費補助金 50,000 円

○岩井福祉センター運営に要する経費（03010701） 31,447 千円（30,004 千円） 予算書 P77

〈その他：120 千円 一財：31,327 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・使用料：行政財産使用料 120,000 円

（目的及び期待する効果）

指定管理者制度の導入により、多様化する市民のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、岩井福祉センターの運営管理に民間等の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図る。

（内容）

岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 31,447,000 円

○猿島福祉センター運営に要する経費（03010702） 40,668 千円（36,088 千円） 予算書 P77

〈一財：40,668 千円〉

（目的及び期待する効果）

指定管理者制度の導入により、多様化する市民のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、猿島福祉センターの運営管理に民間等の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図る。

（内容）

猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 35,808,000 円
- ・屋根防水工事費 4,860,000 円

[保健福祉部 健康づくり推進課 所管]

○保健衛生事務に要する経費（04010102） 9,086 千円（6,208 千円） 予算書 P89

〈国・県：16 千円 一財：9,070 千円〉

*** 特定財源積算根拠**

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 16,000 円

（目的及び期待する効果）

各種健診、予防接種、健康相談の予定を市民に周知して、円滑な実施に努めるとともに、市

民の健康への関心を高める。

(内容)

保健センター事業予定表 317,520 円

○精神保健事業に要する経費 (04010103) 488 千円 (485 千円) 予算書 P89

〈一財：488 千円〉

(目的及び期待する効果)

複雑多様化する社会生活の中で、こころの健康に関する各種事業を実施し、疾病の予防や精神障害者の自立と社会参加を促進する。

(内容)

精神科医による、こころの健康相談を実施する。
患者家族会への支援。デイケアを実施する。

○献血推進に要する経費 (04010104) 168 千円 (181 千円) 予算書 P89

〈一財：168 千円〉

(目的及び期待する効果)

安全な血液製剤の安定供給に努め、血液不足の解消を図る。

(内容)

移動採血車により、献血協力企業や市役所において献血を実施する。

○休日医療対策に要する経費 (04010105) 34,441 千円 (17,378 千円) 予算書 P89

〈一財：34,441 千円〉

(目的及び期待する効果)

休日及び夜間における急病人等が受診できる医療体制を確保し、市民の安心感を確保する。

(内容)

茨城西南地方広域市町村圏事務組合に委託した 6 病院において救急医療業務を行う。また委託した 3 病院において、小児救急医療業務を行う。祝日及び年末・年始等における医療の確保のため、市内 14 医療機関の協力を得て在宅当番医制の委託を行う。

○地域医療対策に要する経費 (04010106) 30 千円 (7,301 千円) 予算書 P90

〈一財：30 千円〉

(目的及び期待する効果)

産婦人科（産科）医を養成し将来市内で 10 年以上開業することを条件として、奨学金及び開業資金を貸付ることにより医療体制の充実及び拡大を図り市民の健康と福祉の増進に寄与する。

(内容)

医師養成奨学金審査委員会委員報酬 30,000 円

○予防接種に要する経費 (04010201) 102,906 千円 (103,795 千円) 予算書 P90

〈一財：102,906 千円〉

(目的及び期待する効果)

予防接種の実施によって感染の恐れがある疾病の発症及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び健康の保持増進を図る。

(内容)

予防接種法に基づく各種予防接種を個別接種で実施し、接種率向上のために広報やホームページ等で予防接種の必要性を周知するとともに、対象者には個別の勧奨通知を行う。また、予

防接種の種類の増加や制度の複雑化が進んでいるため、対象者に対して正確な情報を発信し、予防接種の理解を深め適正な予防接種を実施する。

(単位：件)

予防接種の種類	予定数	予防接種の種類	予定数
インフルエンザ	7,100	麻しん・風しん混合	820
麻しん	1	B C G	370
不活化ポリオ	25	ヒブ	1,500
風しん	1	小児用肺炎球菌	1,500
日本脳炎	1,590	高齢者肺炎球菌	800
二種混合	380	水痘	680
四種混合	1,500	B型肝炎	910
子宮頸がん	3		

○健康増進事業に要する経費（04010202） 90,073 千円（89,585 千円） 予算書 P91

〈国・県：5,649 千円 その他：1,600 千円 一財：82,824 千円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 1,245,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 4,404,000 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金 1,600,000 円

（目的及び期待する効果）

生活習慣病やがんの早期発見・早期治療を目的として、健康診査を実施していく。さらに、生活習慣病の発症予防および重症化予防を推進するため、食生活の改善、運動習慣の定着等、効果的な健康づくりの支援および事業を実施していく。

（内容）

健康診査、結核・肺がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施する。健康管理意識の啓発、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「禁煙」などの生活習慣病予防を目的とした健康教育、及び健康相談を実施する。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」として、一定の年齢に達した者に対し、子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券と検診手帳を交付することにより受診率の向上を図る。さらに 39 歳の健康診査を無料で実施、40 歳以上 65 歳のうち 5 歳きざみの者で肝炎ウイルス検診未実施者に無料で肝炎ウイルス検診を行うことにより、受診率の向上を図る。

肝炎治療費助成事業において、医療費の負担軽減を図る。

- ・運動教室 8 日
- ・栄養教室 6 日

(単位：人)

検 診 名	実 施 日 数	会 場	予定者数
肺がん検診	35 日 センター健診 12 日（5・7・8 月） コミュニティ健診 23 日（6 月・8 日間、8 月・5 日間、10 月・10 日間）	各保健センター 地区公民館等（11 会場）	6,900
胃がん検診	15 日 センター健診 12 日（5・7・8 月） 単独 3 日（10 月）	各保健センター 地区公民館等（1 会場）	2,450

大腸がん検診	27 日 センター健診 12 日 (5・7・8 月) 単独 15 日 (5～10 月)	各保健センター 地区公民館等 (6 会場)	5,400
子宮がん検診 (集団)	25 日 (4 月・13 日間、11 月・8 日間、3 月・4 日間)	各保健センター	2,510
子宮がん検診 (施設)	平成 29 年 5 月～30 年 2 月	登録医療機関	390
乳がん検診 (集団)	マンモグラフィ検査 22 日 (4 月・12 日間、11 月・7 日間、3 月・3 日間) 超音波検査 24 日 (4 月・13 日間、11 月・8 日間、3 月・3 日間)	各保健センター	3,160
乳がん検診 (施設)	平成 29 年 5 月～30 年 2 月	登録医療機関 8 か所	470
骨粗鬆症検診 口腔機能検査	2 日 (1 月)	岩井保健センター	420 140

○母子保健事業に要する経費 (04010203) 48,279 千円 (50,735 千円) 予算書 P92

〈国・県：3,187 千円 その他：663 千円 一財：44,429 千円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：未熟児養育医療費負担金	1,494,000 円
・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	473,000 円
・県負：未熟児養育医療費負担金	747,000 円
・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	473,000 円
・負担金：未熟児養育医療費負担金	531,000 円
・諸収入：各種検診個人負担金	132,000 円

(目的及び期待する効果)

各健診、相談、教室を実施することで、妊産婦が安心して出産、育児に臨め、またこどもの健やかな心身の成長発達を促す。

養育者に適切な情報を提供し、育児不安の軽減、孤立化を防止し、早期に支援していくことで虐待の予防を図る。

(内容)

妊婦健康診査 14 回、乳児健康診査 2 回、未熟児養育医療事業、不妊治療費助成金事業、各健診・相談・教室を実施する。

妊産婦・新生児・乳幼児・低体重児・未受診者等に対して家庭訪問を実施し、さらに支援が必要な家庭を早期に発見し、養育支援訪問に繋げる。また、市内中学校に出向き、思春期教室を実施する。

(単位：人)

医療機関健診	対象者数	医師数
妊婦一般健康診査 (1 人 14 回)	408	—
乳児一般健康診査 (1 人 2 回)	300	—

(単位：人)

健診	対象者数	医師数
3 か月児健診 (12 回)	400	延べ 12

1 歳 6 か月児健診（12 回）	400	延べ 24
3 歳児健診（12 回）	430	延べ 24
2 歳児歯科検診（12 回）	400	延べ 12

（単位：人）

教室・相談	予定者数	医 師 数
マタニティファミリークラス（12 回）	408	4
離乳食教室（12 回）	240	—
歯みがき教室（3 回）	保育所 3	—
思春期教室（20 回）	中学校	—
乳幼児相談（12 回）	400	—
ひよこサロン（12 回）	150	—
すくすくサロン（12 回）	350	—

（単位：人）

事 業	予定者数
未熟児養育医療	32
不妊治療費助成	40

（単位：人）

支援事業	予定者数	
あゆみ教室（9 回）	40	理学療法士
親子教室（14 回）	90	心理相談員
ペアレントトレーニング（8 回）	40	心理相談員

○健康づくり推進に要する経費（04010301） 7,541 千円（7,670 千円） 予算書 P93

〈一財：7,541 千円〉

（目的及び期待する効果）

疾病の早期発見や治療に留まらず生活習慣の改善を通じ、積極的な健康維持を促進し乳幼児期の事故予防や壮年期の死亡の減少、高齢期の健康寿命の延伸と生活習慣の質の向上を図る。

健康まつり、歩こう会を開催し、健康意識向上のためのイベントを展開する。

2 4 時間年中無休で医師や保健師等による健康・医療に関する相談ができるフリーダイヤルを開設し、市民の健康に関する不安解消とともに、地域医療の負担軽減を担う。

（内容）

楽しく歩こう会、健康まつりの開催。

電話による健康・医療相談、介護相談、出産育児相談、救急医療機関の案内等を行なう。

健康プラン 2 1 を改訂し、第 2 次坂東市健康プラン 2 1 を作成する。

2 4 時間電話健康相談委託料 4,385,000 円

坂東市健康プラン 2 1 策定業務委託料 2,242,000 円

○食生活改善に要する経費（04010302） 477 千円（545 千円） 予算書 P94

〈一財：477 千円〉

（目的及び期待する効果）

生涯を通じて一人ひとりが健全な食生活の実現及び健康の確保ができるよう、知識や判断を

身につける。

(内容)

生活習慣病予防についての研修会や調理実習を実施することにより、体験的な食育を行う。

栄養の不適切な摂取などからの生活習慣病等の増加に対処するため、日常生活において、特に栄養の改善を推進する。